

謹賀新年

皆様方におかれましては、輝かしい新春を迎えられ、健やかにお過ごしのことと心からお慶び申し上げます。

本年は、4月末で30年以上続いた「平成」が終わりを迎え、元号が変わる節目の年となります。

振り返れば、平成の始まりは、ベルリンの壁の崩壊や米ソ冷戦の終結など、世界情勢が大きく変化した時期であり、また、我が国では、バブル景気がピークを迎えた頃でした。「平成」という元号は、国の内外ともに平和になるという意味と願いを持っていました。

時代が変わる、という期待とともに始まった平成時代でしたが、必ずしも、平和で安らかな時代ではなかったかもしれせん。世界では、各地でテロ行為が繰り返され、我が国でも、阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件、東日本大震災、熊本地震など、各地で事件や事故、大災害などが頻発いたしました。

こうしたなか、「ふるさと山県」を未来の若い世代へ引き継いでいくことや、平和への願いを込めて、山県市では昨年9月、「山県市非核平和都市宣言」を制定いたしました。新しい時代が平和な時代になるよう、願っております。

山県市は、平成の大合併で誕生し、今年で16年目となります。本年は、山県市にとっても節目の年でございます。2019年度中には、東海環状自動車道のインターチェンジが開設される予定でございます。着々と工事が進み、高架が次々とつながって行く様子を見ると、新しいまちができてくることを、実感いたします。東海環状自動車道が、山県市を未来につなぐ道

となるよう、さまざまな施策を実施してまいります。

平成31年度予算は、「包括的な子育て支援と女性の活躍」「インターチェンジ開通を契機としたまちづくり」「健康寿命の延伸と高齢者の活躍」の3つを重点事項として、現在、編成を進めております。

そして、2020年1月にスタートするNHKの大河ドラマ「麒麟がくる」は、山県市内にもさまざまな伝承がある「明智光秀」が主人公です。山県市は、明智光秀や土岐家にまつわる史跡が多く残っております。この地域を多くの人に知っていただくチャンス逃すことのないように、今年からしっかりPRしてまいります。

本年の干支は、「亥年」でございます。十二支のサイクルでは、次の新しいスタートに向け力を蓄えるときでもあるようです。目前のインターの開設、大河ドラマの開始と、新しい時代は、山県市にとってもチャンスのときです。

「ときは今！」

今年も市民の皆様と一緒に、地域がもつ魅力を今一度見つめ直しながら、活力ある地域づくりを行ってまいります。

皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、ご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

平成31年 元旦

山県市長 林 宏 優

確定申告関係のお知らせ

社会保険料について

国民年金保険料と介護保険料は、社会保険料控除の対象です。

1 国民年金保険料

確定申告で控除を受けるには、日本年金機構が発行した社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書の添付が必要です。確定申告まで大切に保管してください。

●対象保険料

平成30年1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料

●送付時期

平成30年11月初旬に郵送済みです。ただし、平成30年10月2日以降に初めて国民年金保険料を納付した人には平成31年2月初旬に郵送します。

●家族の国民年金保険料を納付した場合

申告する人が家族の国民年金保険料を納付した場合は家族の保険料も合算して申告できます。その際は家族分の証明書なども一緒に添付してください。

●問い合わせ

控除証明書の紛失などにより再発行が必要な場合には、次の問い合わせ先に連絡してください。
※年金手帳など基礎年金番号が分かるものが必要です。
ねんきん加入者ダイヤル TEL0570-003-004
岐阜北年金事務所 TEL058-294-6364(代表)

2 介護保険料

●対象保険料

平成30年1月1日～12月31日に納付した介護保険料
※市から送付した「介護保険料決定通知書」に記載されている金額は、4月から翌年3月までの保険料の金額であり、確定申告で記載する金額とは異なりますので、注意してください。

●送付時期

- ・特別徴収(年金天引き)の人(非課税年金の人を除く)
日本年金機構から、源泉徴収票が平成31年1月中旬から下旬にかけ送付されます。社会保険料の内訳は源泉徴収票の摘要欄に記載されています。
- ・普通徴収(納付書納付、口座振替)の人
納付済額のお知らせはがきは、平成31年1月下旬に発送する予定です。

※特別徴収以外の人で「納付証明書」が必要な場合は、健康介護課、伊自良支所、美山支所、西武芸出張所で発行します。

固健康介護課 TEL22-6838

障害者控除について

要介護認定を受けている人は、障害者控除対象者になる場合があります。

介護保険の要介護認定を受けている人で、障害者手帳の交付を受けていなくても手帳の交付基準に準ずると認められる場合は、確定申告または市・県民税の申告で障害者控除を受けることができます。この控除を受けるためには、申請に基づき市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

●対象者

- ・介護保険の要介護認定を受けている満65歳以上の人で、寝たきりや認知症の状態が一定基準に該当する人
- ・要介護認定を受けていないが、市職員の訪問調査などにより同様の基準に該当すると認められた人

●発行場所

健康介護課、伊自良支所、美山支所、西武芸出張所

固健康介護課 TEL22-6838

その他のお知らせ

あなたの年金 簡単便利な

ねんきんネット

インターネットを通じて自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24時間、パソコンやスマートフォンから自身の年金情報を確認することができます。

ねんきんネットアクセス発行申込書を記入して、年金事務所へ提出してください。

▼問合先

・ねんきんネット専用ダイヤル

TEL 0570-0058-555

※TEL 050で始まる電話の場合

TEL 03-6700-1144

・岐阜北年金事務所

TEL 058-294-6364

(音声案内①↓②)

税務署での面接相談は、事前に予約をお願いします

資料を持参しての相談や申告書の作成など、税務署での面接相談を希望する場合は、事前に相談日時の予約をお願いしています。

なお、予約は希望日の前月の1日(1日が閉庁日の場合、翌閉庁日)から受け付けます。

※確定申告会場開設期間(2月18日(3月15日)を除く)

固岐阜北税務署

TEL 058-262-6131